②　脱炭素化
国内での二酸化炭素の排出削減に寄与すること。

2　低炭素水素等供給等事業の実施方法
低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1)　低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等供給事業の確実性が高いこと。

(2)　低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。

3　価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容
価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにGX政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②イ並びに(2)①イは価格差に着目した支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が必ず満たすべき要件（以下「必須の要件」という。）とする。

(1)　エネルギー政策
①　(略)
②　安定供給
イ～ハ　(略)
ニ　我が国企業による上流権益の参入比率が高く、価格が安定していること。
ホ　低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。
ヘ　特定の国に依存しない、強靭で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。
③　(略)
④　経済効率性
イ～ハ　(略)
ニ　我が国企業による上流権益の参入比率が高く、価格が安定していること。

(2)　(略)

4　価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法
価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1)　低炭素水素等供給等事業計画の確実性及び妥当性
①　低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等供給事業の確実性が高いこと。
②・③　(略)

(2)　国と低炭素水素等供給等事業を行い、又は行おうとする者とのリスク分担の妥当性
ファイナンスリスクや供給開始リスクへの対応のため、基準価格（低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価格をいう。）及び参照価格（低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。）が、定められた基本的な考え方に基づき、設定されていること。

（新設）

1　価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容
価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにGX政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②イ並びに(2)①イは価格差に着目した支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が必ず満たすべき要件（以下「必須の要件」という。）とする。

(1)　エネルギー政策
①　(略)
②　安定供給
イ～ハ　(略)
ニ　我が国企業による上流権益の参入比率が高いこと、価格の安定性が高いこと。

（新設）

2　低炭素水素等供給等事業の実施方法
低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1)　低炭素水素等供給等事業計画の確実性及び妥当性
①・②　(略)

(2)　国と低炭素水素等供給等事業を行い、又は行おうとする者とのリスク分担の妥当性
①　ファイナンスリスクや供給開始リスクへの対応のため、基準価格（低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価格をいう。）及び参照価格（低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。）が、定められた基本的な考え方に基づき、設定されていること。